

# 鹿児島空港供用規程

制定:鹿総第613号 平成21年 3月24日  
改正:鹿総第604号 平成22年 3月31日  
改正:鹿総第 5号 平成22年 4月 1日  
改正:鹿総第312号 平成23年 3月31日  
改正:鹿総第 96号 平成24年11月 7日  
改正:鹿総第 88号 平成25年 9月 9日  
改正:鹿総第 28号 平成26年 6月17日  
改正:鹿総第200号 平成28年 3月28日  
改正:鹿総第203号 平成29年 3月 1日  
改正:鹿総第165号 令和 元年12月20日  
改正:鹿総第256号 令和 2年 3月31日

空港法(昭和31年法律第80号)第12条第1項の規定に基づき、鹿児島空港供用規程を次のとおり定める。

## I 鹿児島空港が提供するサービスの内容

### 1 運用時間等

#### (1)鹿児島空港の運用時間

15時間、07時00分～22時00分

※ 但し、運用時間に関して、空港管理者は定期便の遅延、空港の施設の工事又は地震災害等の緊急事態等のため必要と認める場合にあっては、空港の運用時間を変更することがある。

#### (2)鹿児島空港機能施設事業等の営業時間

・旅客取扱施設

06時00分～最終到着便の30分後

・貨物取扱施設

06時00分～22時00分

・給油施設

06時00分～21時00分

#### (3)駐車場の営業時間:24時間

### 2 鹿児島空港の概要

#### (1)滑走路の本数

1本(長さ3000m×幅45m)

#### (2)単車輪荷重

43トン

滑走路舗装強度:58/F/A/X/T Asphalt Concrete

※ 滑走路舗装強度についてはAIP JAPANからPCN値等を抜粋

(3) エプロン(バース数及びその内訳)

大型ジェット機用:10バース

No.1、2、3、4、5、6、9、10、17、18、

中型、小型ジェット機用:3バース

No.7、8、11、

プロペラ機:14バース

No.12、12R、13、13R、14、14R、15、15R、16、16C、16R、20、20C、20R、

その他:6バース

19A、19B、19C、19D、19E、19H、

(4) ILS施設の有無、数、運用カテゴリー

R/W34 一式

カテゴリー I

3 鹿児島空港が提供するその他のサービス

3.1 鹿児島空港が提供するサービスに係る施設

(1) 総合案内所:有

※項目(2)と併せて「観光総合案内所」

(2) 観光情報センター:有

(3) CIQ:国際線便発着時のみ対応有り

(4) ラウンジ(有料):有

※カード会社提携

(5) 国際電話:有

(6) 宅配便:有

(7) コインロッカー:有

(8) 銀行/郵便局/ATM/両替機(国際線PTB):有

(9) 貸会議室、多目的ホール:有

(10) 車椅子等の貸し出し所:有

(11) 授乳室:有

(12) レンタカー案内所:無

※(1)観光総合案内所にて取次は可能

- (13) 飲食店・物販店:有
  - (14) 喫煙所:有
  - (15) 展望デッキ:有
  - (16) キッズルーム:有
  - (17) インターネット環境:有料インターネット、無線LANエリア
  - (18) リラクゼーションルーム:有(マッサージ)
  - (19) 鹿児島空港が提供するその他のサービスに係る施設
    - ・天然温泉足湯「おやつとさあ」
    - ・SORA STAGE(フライトシミュレータ体験、その他エンジン等の展示)
    - ・コンビニエンスストア
    - ・礼拝室(国際線PTB)
- ※「有」としたものの詳細については鹿児島空港ビルディングホームページ <http://www.koj-ab.co.jp/> に記載

### 3.2 鹿児島空港の情報

#### (1) 空港管理者の氏名、住所及び連絡先

氏 名:国土交通省大阪航空局鹿児島空港事務所  
住 所:鹿児島県霧島市溝辺町麓838番地  
連絡先:0995-58-4440(代表)

#### (2) 空港機能施設事業者等の氏名、住所及び連絡先

旅客取扱施設、貨物取扱施設  
氏 名:鹿児島空港ビルディング株式会社  
住 所:鹿児島県霧島市溝辺町麓822番地  
連絡先:0995-58-2110(代表)

#### 給油施設

氏 名:鹿児島空港給油施設株式会社  
住 所:鹿児島県霧島市溝辺町麓1465番地  
連絡先:0995-58-3700(代表)

#### (3) 駐車場管理者の氏名、住所及び連絡先

氏 名:鹿児島空港ビルディング株式会社  
住 所:鹿児島県霧島市溝辺町麓822番地  
連絡先:0995-58-2110(代表)

#### (4) 乗入れ航空会社

全日本空輸、日本航空、J-AIR、日本エアコミューター、ソラシドエア、フジドリームエアラインズ、スカイマーク、ピーチアビエーション、ジェットスター・ジャパン  
大韓航空、イースター航空、中国東方航空、チャイナエアライン、香港航空、香港エクスプレス

鹿児島空港ビルディングホームページ <http://www.koj-ab.co.jp/> に記載

#### (5) 路線・ダイヤ

鹿児島空港ビルディングホームページ <http://www.koj-ab.co.jp/> に記載

(6) 給油施設が提供する燃料の種類

主にJET-A1

(7) 着陸料等

着陸料等の空港使用料については、「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示(昭和四十五年三月二十四日運輸省告示第七十六号)」及び「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示(平成二十五年三月二十九日国土交通省告示第三百二十号)」を参照するものとする。

国土交通省告示データベースシステム <http://www.mlit.go.jp/notice/>

(8) 旅客取扱施設利用料: 無

(9) 空港アクセス

鹿児島空港ビルディングホームページ <http://www.koj-ab.co.jp/> に記載

(10) 駐車場

鹿児島空港ビルディングホームページ <http://www.koj-ab.co.jp/> に記載

(11) 送迎場所の位置

鹿児島空港ビルディングホームページ <http://www.koj-ab.co.jp/> に記載

(12) 空港マップ

鹿児島空港ビルディングホームページ <http://www.koj-ab.co.jp/> に記載

(13) バリアフリー情報

点字案内板(ビル入口、トイレ入口に設置)「お体の不自由な方へ」に概要記載

詳細は鹿児島空港ビルディングホームページ <http://www.koj-ab.co.jp/> に記載

(14) 利用者の意向を反映する仕組み

空港ターミナルビル内数カ所に「お客様ご意見箱」を設置

## II サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項の内容

鹿児島空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、次に掲げるもののほか、空港管理規則(昭和二十七年七月三日運輸省令第四十四号)の定めるところによる。

- 一 正当な理由がなく、刃物、棒、小型無人機(重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下同じ。)その他の使用方法により他者に危害を加える又は混乱を招くおそれのある物を持ち込んで서는ならない。
- 二 鹿児島空港事務所長の承認を受けずに小型無人機を飛行させてはならない。

## 附則

本規定は、令和2年3月29日から施行する。